

半田市違反屋外広告物除却等実施要領

1. 目的

この要領は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）及び愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号。以下「条例」という。）に違反したはり紙、はり札、広告旗、立看板その他これに類する広告物及び掲出物件（以下「広告物等」という。）の除却等に関し必要な事項を定めることにより、良好な景観を形成し、風致を維持し、及び公衆に対する危害を防止することを目的とする。

2. 広告物の除却

- (1) 除却作業を業務委託するときは、受託業者を現場で指揮するものとする。
- (2) 路上における除却作業のための停車は、一箇所において長時間にわたらないように心掛けるとともに、交通の危険及び停滞の防止に十分配慮するものとする。
- (3) 除却作業に従事するとき又は受託業者を現場で指揮するときは、屋外広告物除却員証（様式第1）を携帯するものとする。
- (4) 条例に明らかに違反して表示されたはり紙は、直ちに除却するものとし、条例に明らかに違反して表示又は設置された広告物等（はり紙を除く。）は、補修その他必要な管理がなされず、良好な状態に保持されていないとき及び除却すべき旨を催告シール（様式第2）により催告したにもかかわらず、除却を必要と認められる5日間程度の期間が経過した後もそのまま放置されているときは、法第7条第4項第2号で規定する「管理されずに放置されていることが明らかであるとき」とみなし、除却するものとする。なお、催告シールの貼付は、広告物等の隅に行うなど、広告物本来の効用を減却しない方法で行うものとする。
- (5) 受託業者が広告物等の除却を完了したときは、速やかに保管広告物等一覧簿（様式第3）及び広告物等除却完了報告書（様式第4）を半田市長へ報告するものとする。

3. 除却した広告物等の保管及び返還

- (1) 除却した広告物等は、保管場所を明確にしておくとともに、汚損、破損又は盗難の防止に留意して保管するものとする。
- (2) 返還の申し出があったときは、速やかに返還できるよう保管するものとする。
- (3) 広告物等の所有者、使用者その他当該広告物について権限を有する者（以下、「所有者等」という。）から当該広告物の返還の申出があったときは、当該申出者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって、その者がその返還を受けるべき所有者であることを証明させ、契約書（様式第5）及び受領書（領収書）（様式第6）を徴して返還するものとする。

4. 除却した広告物等の公示

- (1) 除却した広告物等の公示は、半田市東洋町二丁目1番地掲示場に保管広告物等一覧簿の写しを掲示することによって行うものとする。ただし、保管広告物等一覧簿の所有者等（又は広告主）の名前、住所及び電話番号の事項は伏して公示するものとする。
- (2) 公示の期間は、保管を始めた日から起算して2週間とする。ただし、はり紙及び掲出物件を除く広告物等は2日間とする。
- (3) 広告物等の価額の評価が高価である等、除却の事実を違反広告物等の所有者等に知らせるべき特段の事情があると認められるときは、その者に対し広告物等除却通知書（様式第7）により除却の事実を通知するものとする。
- (4) 保管広告物等一覧簿は、建設部維持管理課内に備え付けるとともに、これを一般の閲覧に供するものとする。ただし、保管広告物等一覧簿の所有者等（又は広告主）の名前、住所及び電話番号の事項は伏して閲覧するものとする。
- (5) 保管広告物等一覧簿は、公示の日から一年間保存するものとする。

5. 除却した広告物等の売却及び廃棄

- (1) 広告物等の価額の評価は、「違反屋外広告物の除却後の価額について（平成16年12月15日付け16公緑第311号）」により行うものとする。
- (2) 広告物等の価額の評価については、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。
- (3) 広告物等が植物である等、通常の管理では価値が著しく減少するおそれがあるときは、法第8条第3項で規定する「滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき」とみなし、直ちに売却することができる。
- (4) 広告物等がはり紙と掲出物件を除く広告物等のときは、法第8条第3項第1号で規定する「前条第4項の規定により除却された広告物」とみなす。
- (5) 広告物等の価額の評価がおおむね10万円以上であるときは、法第8条第3項第2号で規定する「特に貴重な広告物又は掲出物件」とみなす。
- (6) 前2項のいずれにも該当しない広告物等は、法第8条第3項第3号で規定する「前2号に掲げる広告物等又は掲出物以外の広告物又は掲出物件」とみなす。
- (7) 公示の日から条例第15条の2第3項で規定する期間を経過してもなお広告物等を返還することができない場合において、当該広告物等の保管のために、保管場所を借入れたときの借入費又は特別の勤務若しくは人員の雇用を要したときの人件費が当該広告物等の評価価額より大きいことが明らかなきときは、法第8条第3項で規定する「保管に関する不相当な費用若しくは手数を要するとき」とみなし、当該広告物を売却することができる。
- (8) 広告物用の売却手続は、半田市財務規則（昭和46年半田市規則第11号）第1

10条、111条、134条、135条及び154条の規定により行うものとする。なお、一件の競争入札において、予定価格が50万円以下である広告物等は、条例第15条の2第5項で規定する「その他競争入札に付することが適当でない」と認められる広告物又は掲出物件」とみなし、随意契約により売却することができる。

- (9) 売却しようとする広告物等の価額の評価が入札者等への通知等に要する費用に満たない場合は、法第8条第4項で規定する「広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合」とみなす。なお、広告物等の売却を試みたものの買受人がない事例があった以後は、同種の広告物等の売却について、法第8条第4項にいう「売却しても買受人がないことが明らかであるとき」とみなし、当該広告物を破棄することができる。
- (10) 入札者等への通知等に要した費用は、法第8条第5項にいう「売却に要した費用」とみなし、売却代金をその費用に充てることができる。なお、その収入手続は、半田市財務規則第110条、111条、134条及び135条の規定により行うものとする。
- (11) 前項のほか、広告物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、措置費用等請求書（様式第8）により、広告物等の返還を受けるべき広告物等の所有者等に負担させることができる。
- (12) 売却代金の保管は、金庫に保管することにより行うものとする。なお、広告物等の所有者から売却代金返還の申出があったときは、当該申出者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法により、その者が返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、誓約書（書式第5）及び受領書（領収書）（様式第6）と引換えに売却代金を返還するものとする。
- (13) 公示の日から起算して6月を経過してもなお広告物等の売却代金をその所有者等に返還することができず、その所有権が半田市に帰属した後は、その収入手続を半田市財務規則第110条、111条、134条及び135条の規定により行うものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

様式第 1

(表)

屋外広告物除却員証

所属.....

職名.....

氏名.....

年 月 日生

年 月 日交付

半田市長

(裏)

(除却制度)

屋外広告物法第 7 条第 2 項から第 4 項の規定により違反に係る広告物又は掲出物件を除却

(平成 16 年 12 月 17 日施行)

様式第2

この広告物は、愛知県
屋外広告物条例に違反してい
ますので 年 月 日まで
に除却して下さい。除却しないとき
は知事の命じた者が除却します。

年 月 日

愛知県・県内各市町村
愛知県警察

様式第4

広告物等除却完了報告書

年 月 日

半 田 市 長 殿

受託者

住 所

氏 名

広告物等の除却について下記の通り実施し、所定の箇所に保管しました。

記

除却実施日

年 月 日（曜日）

時 分 ～ 時 分

実施地域

除 却 者

様式第5

誓 約 書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所

氏 名

電話番号

私は、屋外広告物法及び愛知県屋外広告物条例等に規定に違反しましたことを認めるとともに、今後法令を遵守し、再び違反行為をしないことを誓約いたします。

なお、万一再び違反行為をしたときは、法令の規定に基づき、刑事罰等を科せられることを認識しております。

様式6

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">受 領 書</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0; text-align: right;">年 月 日</p> <p style="font-size: 18px; margin: 20px 0 0 0;">半田市長 殿</p> <p style="font-size: 18px; margin: 20px 0 0 150px;">返還を受けた者</p> <p style="font-size: 18px; margin: 0 0 0 180px;">住 所</p> <p style="font-size: 18px; margin: 0 0 0 180px;">氏 名</p> <p style="font-size: 14px; margin: 20px 0 0 0;">下記のとおり広告物又は掲出物件又はこの売却代金の返還を受けました。</p>							
返 還 を 受 け た 日 時							
返 還 を 受 け た 場 所							
返 還 を 受 け た 広 告 物 又 は 掲 出 物 件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; padding: 5px;">整 理 番 号</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">名 称 又 は 種 類</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">数 量</td> <td></td> </tr> </table>	整 理 番 号		名 称 又 は 種 類		数 量	
整 理 番 号							
名 称 又 は 種 類							
数 量							
返 還 を 受 け た 金 額							

様式第7

広告物等除却通知書

年 月 日

半 田 市 長 殿

役 職
氏 名

広告物等の除却について下記の通り実施し、所定の箇所に保管しましたので
通知します

記

除 却 実 施 日

年 月 日 (曜 日)
時 分 ~ 時 分

実 施 地 域

広告物等の名称又は種類等

別紙のとおり

様式第 8

措置費用等請求書

年 月 日

様

半 田 市 長

広告物等の除却、保管、売却、公示その他の措置のため費用を要しましたので、屋外広告物法第 8 条第 6 項目の規定に基づき、下記の通り請求します。

記

請求金額 円

費用内訳 別紙のとおり